

## 【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

## 3.性能加算の申請時に必要となる写真

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

一部のハイブリッド給湯機は、性能加算を受けるために、**貯湯ユニット**との組み合わせが指定されていることがあります。

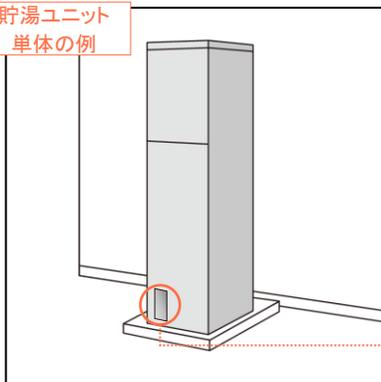
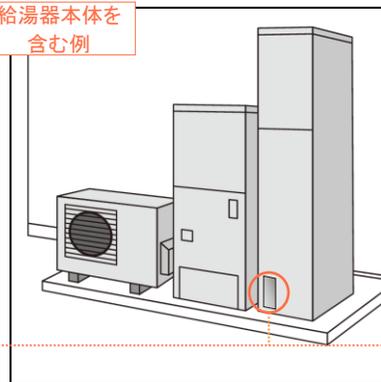
これらの給湯器が加算を受けるためには、追加した貯湯ユニットおよび銘板写真の提出が必要です。

(給湯器本体が加算要件を満たす場合は、追加部品の設置や写真の提出は必要ありません。)

以下を参考に撮影をしてください。

## 貯湯ユニット

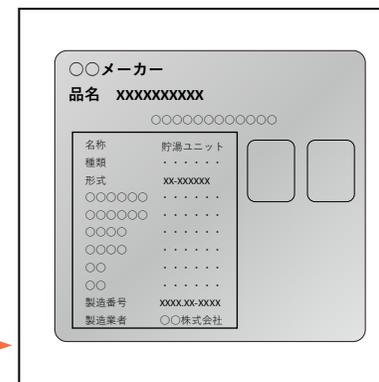
## 貯湯ユニットを設置したことが分かる工事【後】写真

貯湯ユニット  
単体の例給湯器本体を  
含む例

- ◆ 工事【後】に撮影
- ◆ 追加した貯湯ユニットの全体が確認できること
- ◆ 追加した貯湯ユニットと給湯器本体が一体的に設置されている場合は、全ての機器が確認できること(『給湯器本体の工事【後】写真』と同じ写真の提出可)

※ 貯湯ユニット写真の提出免除はありません。

## 貯湯ユニットの銘板写真



- ◆ 以下が確認できること
  - ◇ 製品型番(型式)
  - ◇ 製品番号(シリアル)
  - ◇ 製造年月

※ 銘板ラベルの写真の提出免除はありません。

- ◆ 性能加算の対象となる貯湯ユニットの型番(型式)は、[こちら](#)からご確認ください。



**同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。**

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。